

身体拘束適正化のための指針

1. 身体拘束適正化のための基本的な考え方

身体拘束は患者の生活の自由を制限するものであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を禁止する。

(2) 身体拘束を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

（意識障害、説明に対する理解力の低下、精神障害に伴う不穏・興奮）

② 非代替性

身体拘束を行う以外に代替する方法がないこと。

（薬剤の使用、病室内の環境調整では対処不能、継続的な見守りが困難など）

③ 一時性

身体拘束（行動制限）が一時的であること。

※ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある患者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「身体拘束」にはあてはまらない。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組む。

① 患者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で患者の精神的な自由を妨げないように努める。

③ 患者の思いをくみ取る、患者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 患者の安全を確保する観点から、患者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束最小化委員会の設置

身体拘束適正化に向けて身体拘束最小化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。「やむを得ない」と拘束を行っていないか、常に振り返り、患者の主体的な生活の推進に努める。

必要時、虐待連携対応委員会と同時に開催することもできるものとする。

①設置目的

- (ア) 事業所内での身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束を行う場合の基準の検討
- (ウ) 身体拘束を行った場合の解除基準の検討
- (エ) 身体拘束適正化に関する職員全体への指導・研修

②委員会の構成員

内科系・外科系診療部、医療安全管理委員診療部・看護部、看護部認知症ケア委員、薬剤部門、リハビリ部門、医事課職員
委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

(2) 身体拘束を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 身体拘束の実施前

- ① やむを得ず身体拘束を必要とする場合は、既定のフローチャートに基づいて、複数人の判断のもと実施する。
- ② 身体拘束の内容、時間について個別支援計画等に記載し、患者及び家族に対し、担当者が説明を行い、「身体拘束に関する説明書」を以て同意を得る。

(イ) 身体拘束の開始時

入院中の経過から、やむを得ず身体拘束を必要とする場合は、実施内容を記録する。

(ウ) 身体拘束の継続と解除

- ① 身体拘束を行っている間は日々経過観察を行い、身体拘束に関する経過観察記録、看護記録を用いて、その態様及び時間、その際の患者の心身の状況、並びにその他必要な事項を記録する。
- ② 継続か解除かの検討は各病棟でおこなう。
- ③ 身体拘束を必要としない場合は、速やかに解除する。

(エ) 緊急時

- ① やむを得ず身体拘束をおこなうときは、各病棟複数人で協議し、緊急やむを得ない理由を記録する。
- ② 担当者が患者および家族に説明し、同意を得る。

3. 身体拘束に向けた各職種の役割

身体拘束廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(委員会)

- ① 身体拘束最小化委員会の統括管理。
- ② 各病棟における諸課題の統括管理。
- ③ 身体拘束廃止に向けた職員教育。

(各病棟)

- ① 家族、相談支援専門員との連絡調整。
- ② 本人の意向に沿った支援の確立。
- ③ 病棟のハード・ソフト面の改善。
- ④ 記録の整備

(職員)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 患者の尊厳を理解する。
- ③ 患者の疾病、障害等による行動特性の理解度を知る。
- ④ 患者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める。
- ⑤ 患者とのコミュニケーションを充分にとる。
- ⑥ 正確かつ丁寧に記録する。

4. 身体拘束適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束適正化と人権を尊重したケアの励行を図るために職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容を記録する。

附 則

この指針は、令和6年11月6日より施行する。